

素案

共に生き、支え合いを育む  
“明石ほっとプラン”

明石市第4次地域福祉計画

(令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度))

令和4年(2022年)3月

## 目次

第1章 地域福祉計画策定にあたって	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 策定体制	4
5 SDGs（エス ディー ジーズ：持続可能な開発目標）	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	6
1 本市の状況	6
2 市民の意識	11
3 明石市第3次地域福祉計画の成果と課題	14
第3章 めざす方向	16
1 基本理念	16
2 基本目標	17
3 施策体系	19
4 圏域の考え方	20
第4章 施策展開	21
基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上	
“「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”	21
基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり	
“参加・交流により「つながり」を育む”	25
基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実	
“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”	30
基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進	
“包括的な支援で誰一人取り残さない共生社会を推進する”	36
第5章 重点的な取組	42
第6章 取組を持続・発展させる仕組みづくり	44
1 推進体制の構築	44
2 計画の進捗状況に係る評価と見直し	44

## 第1章 地域福祉計画策定にあたって

### 1 策定の趣旨

本市では、明石市第5次長期総合計画において、「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」を掲げ、「こどもを核としたまちづくり」を推進してきたほか、「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」（平成27年（2015年）4月施行）や「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」（平成28年（2016年）4月施行）、「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」（平成31年（2019年）4月施行）の制定等により、「すべての人にやさしいまちづくり」を推進してきました。

また、平成28年（2016年）3月に明石市第3次地域福祉計画を策定し、「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」を基本理念として掲げ、(1)住民主体で地域の福祉力・地域力を高め、活動の活性化を図ること、(2)人のつながりに支えられた地域の安全・安心を充実させること、(3)相談支援体制の強化を進めることを基本方針として、生活支援コーディネーターの中学校区ごとの配置や、住民主体の地域づくりを支援する「地域支え合いの家」（市内3か所）や総合的・包括的な相談支援を行う地域総合支援センター（市内6か所）の設置、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援の拡大、認知症支援の充実等、重点事業の取組を進めてきました。

一方、今後は、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、介護・子育て・貧困・孤立など、複雑化・多様化した福祉ニーズへの対応や、また、老老介護やダブルケア、ヤングケアラーなど、これまでの福祉サービスだけでは解決できない複合的な課題への対応が求められるところです。

こうしたなか、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すことが求められています。

平成30年（2018年）4月には社会福祉法の改正により、地域福祉計画が地域における高齢者・障害者・児童の福祉やその他の福祉分野における共通的な事項を記載する、福祉分野の上位計画として位置付けられることとなりました。

本市では、2030年のあるべき姿として、「SDGs 未来安心都市・明石～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」を掲げ、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を反映したまちづくりを進めており、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現に向けた取組を進めています。

令和3年度（2021年度）をもって明石市第3次地域福祉計画が終了することに伴い、これまでの取組の成果や残された課題、また社会情勢の変化や法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも心身ともに健康で、自分らしく社会の一員として生きがいを持って暮らし続けられる、笑顔あふれる共生社会の実現に向け、「福祉のまちづくり」のさらなる推進を図るにあたり、福祉施策の方向性等を示す明石市第4次地域福祉計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法令の根拠

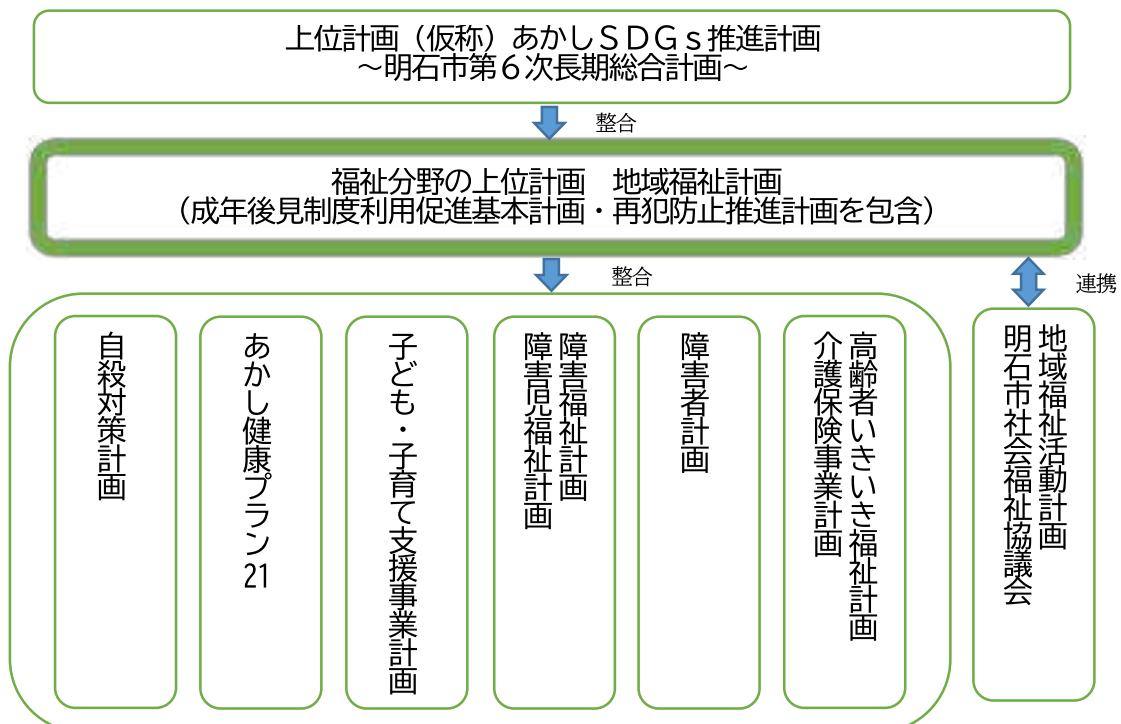
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するもので、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示すものです。

### (2) 関係計画等との関係

本計画は、（仮称）あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）が示す今後のまちづくりの方向性である、「SDGs未来安心都市・明石～いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで～」の考え方を踏まえ、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通事項を盛り込み、福祉分野における各個別計画を横断的につなぐ役割を持った、本市の福祉分野における上位計画として位置付けます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地域再犯防止推進計画」を包含しています。

加えて、明石市社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画である「明石市第3次地域福祉活動計画」と一体的な策定を行っています。





## 5 SDGs (エス ディー ジーズ：持続可能な開発目標)

SDGsとは、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称です。国際社会全体がめざすべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、平成27年(2015年)9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。

本市では、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて、優れた取組を行う自治体として、令和2年(2020年)7月17日に国(内閣府)から県内初となる「SDGs未来都市」に選定されました。

(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)に基づき、まちづくりの戦略を定めた中期計画である(仮称)あかしSDGs前期戦略計画では、施策展開の5つの柱ごとにSDGsの主なゴールを定め、施策の展開に取り組んでいます。

福祉分野の上位計画となる本計画においても、基本目標に関連するSDGsのゴールを定め、施策の展開を図ります。

### 【SDGs 17の目標】

 1 貧困をなくそう	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 13 気候変動に 具体的な対策を
 2 飢餓をゼロに	 8 働きがいも 経済成長も	 14 海の豊かさを守ろう
 3 すべての人に 健康と福祉を	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	 陸の豊かさも守ろう
 4 質の高い教育を みんなに	 10 人や国の不平等 をなくそう	 16 平和と公正を すべての人に
 5 ジェンダー平等を 実現しよう	 11 住み続けられる まちづくりを	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
 6 安全な水とトイレ を世界中に	 12 つくる責任 つかう責任	

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 本市の状況

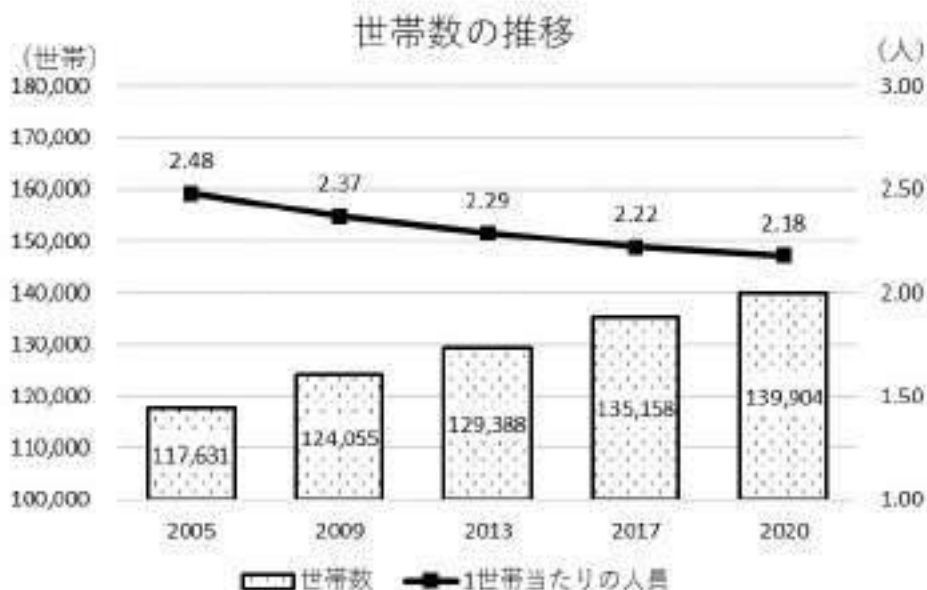
#### (1) 人口

総人口は、平成25年（2013年）から8年連続で増加しており、令和2年（2020年）10月1日現在で、304,331人です。年齢区分別に見ると、生産年齢人口（15～64歳）の人数・割合が低減するとともに、老年人口（65歳以上）が逡増しており、全国的な傾向と比べると緩やかではありますが、高齢化が進んでいます。



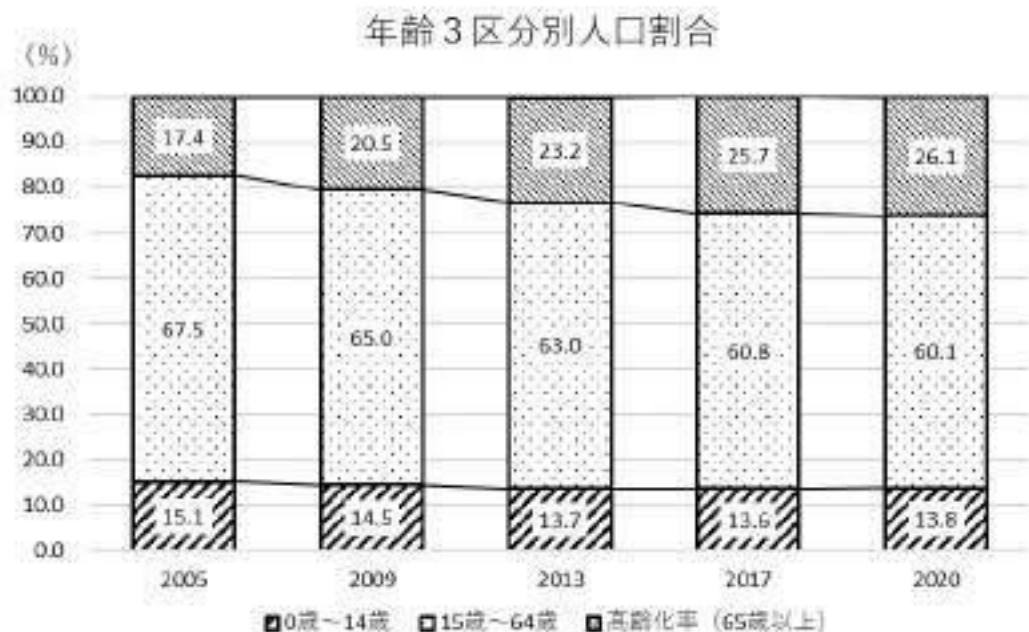
#### (2) 世帯数

世帯数は増加している一方で、1世帯当たりの平均人数は、減少傾向にあり、核家族化や高齢者のみの世帯の増加などが見られます。



### (3) 高齢化率

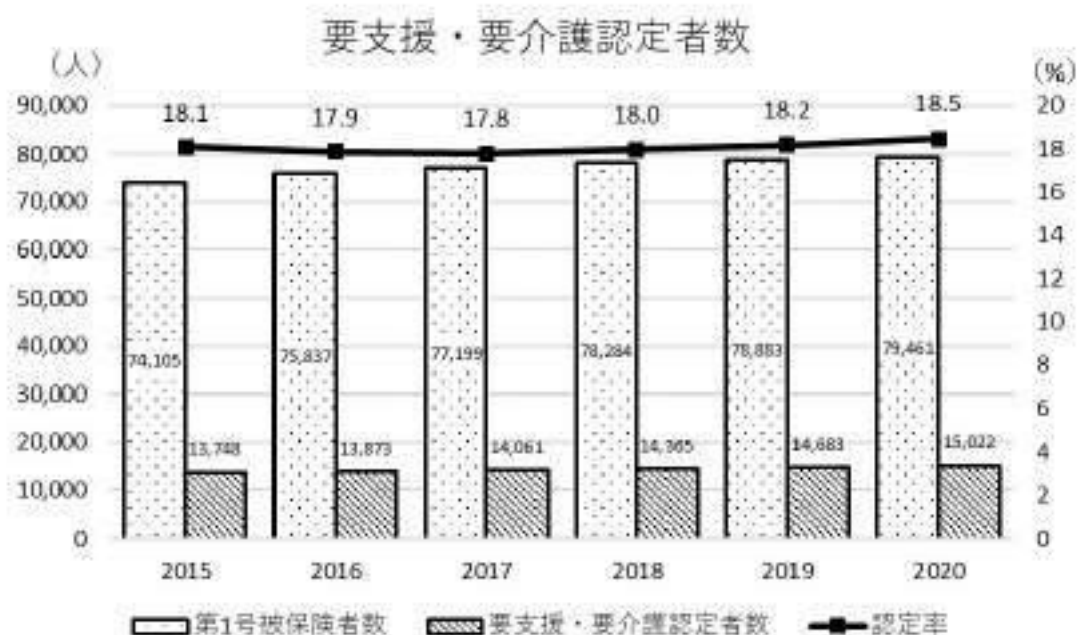
高齢者人口については増加傾向にあり、令和2年（2020年）では79,461人と、平成29年（2017年）の77,137人から2,324人増加しています。それに伴い高齢化率も年々上昇し、令和2年（2020年）では26.1%と、平成29年（2017年）の25.7%から0.4ポイント上昇となっています。また、総人口に占める75歳以上の割合は、令和2年（2020年）で13.3%となっています。



### (4) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年（2020年）では15,022人と、平成27年（2015年）の13,748人から1,274人増加しています。

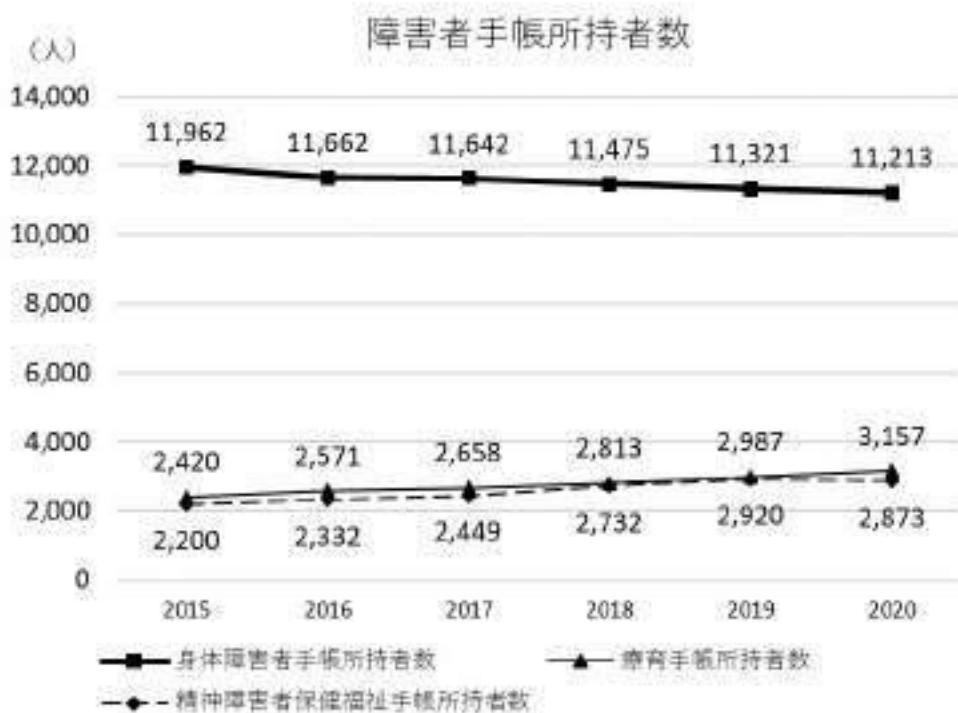
認定率も上昇傾向で推移し、令和2年（2020年）では18.5%となっています。





(5) 障害者手帳所持者

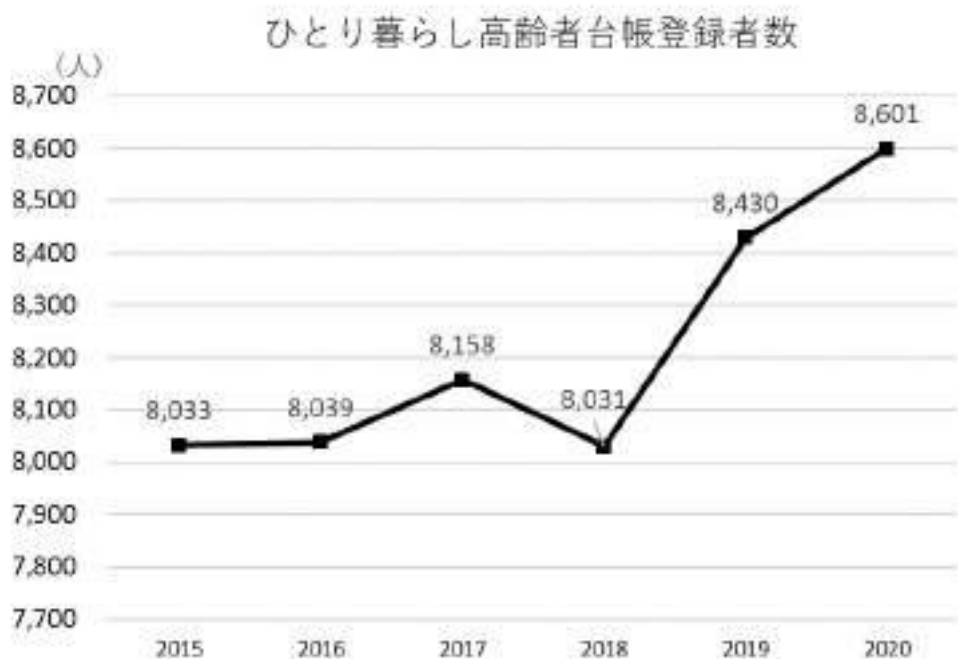
障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっており、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加している傾向にあります。



(6) 台帳登録者数

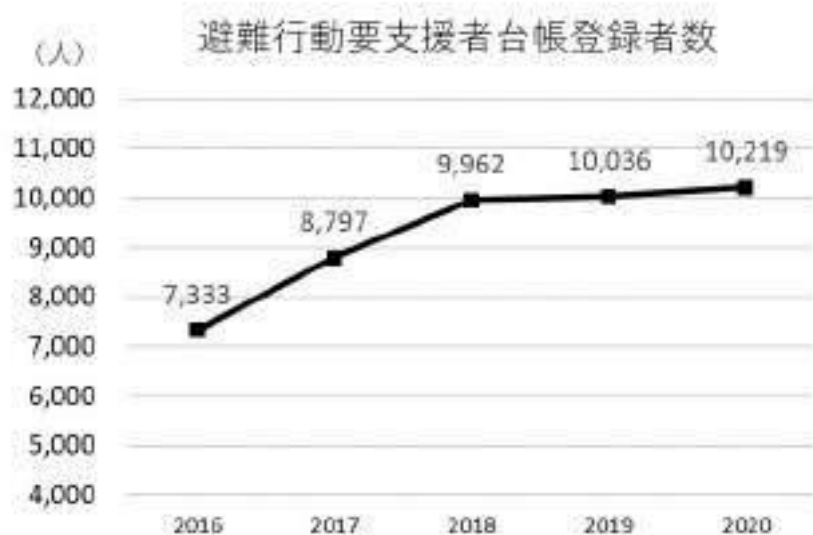
・ひとり暮らし高齢者台帳

ひとり暮らし高齢者台帳への登録者の推移をみると、年々増加している傾向にあります。



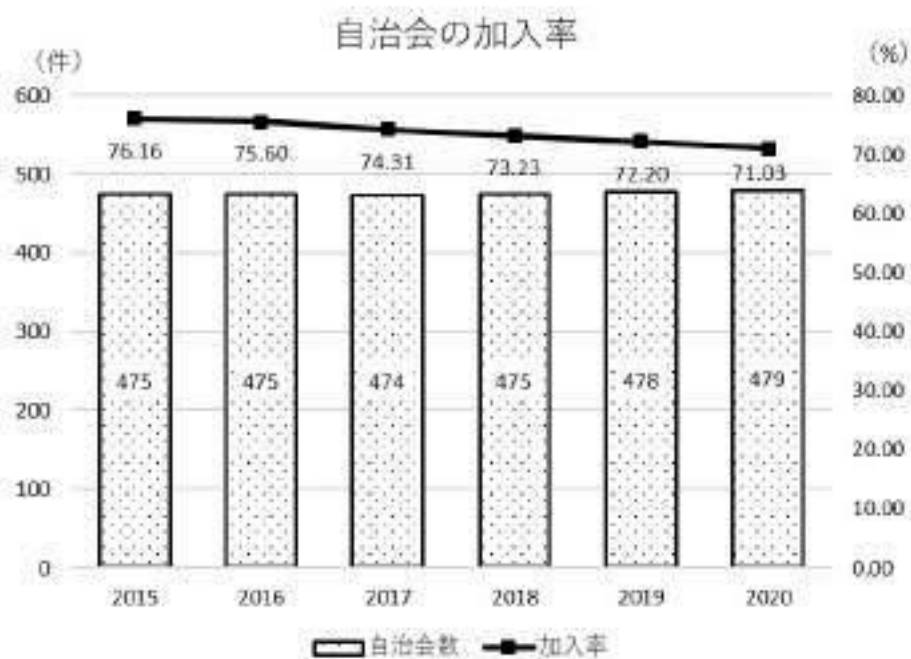
・避難行動要支援者台帳

避難行動要支援者台帳への登録者の推移をみると、年々増加している傾向にあります。



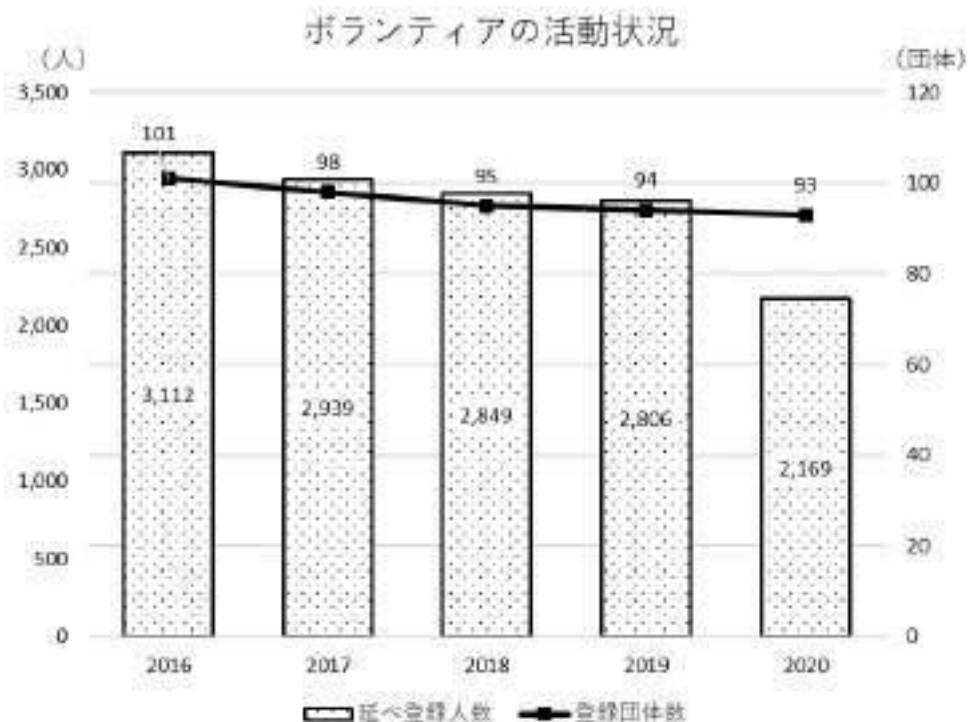
(7) 自治会の加入率

自治会数の推移をみると、微増傾向にありますが、自治会加入率の推移をみると、年々減少している傾向にあります。



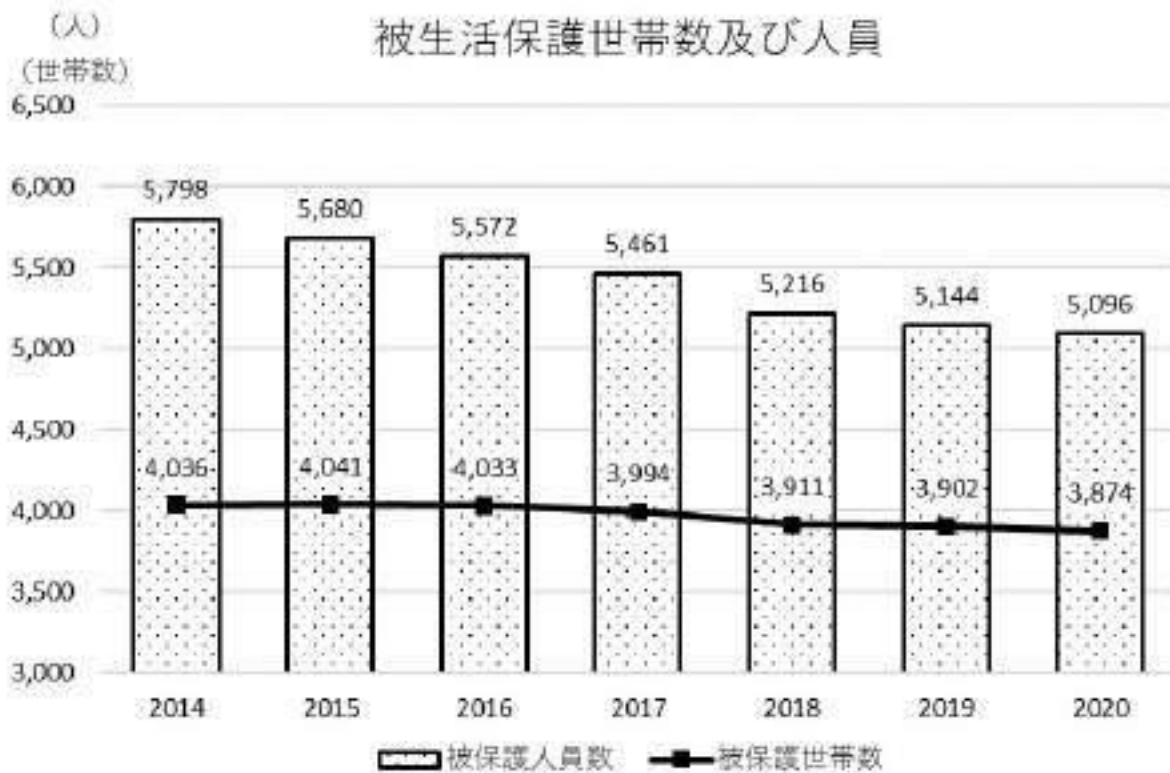
(8) ボランティアの活動状況

ボランティアの登録団体数の推移をみると、減少傾向にあります。  
ボランティアの延登録者数も年々減少している傾向にあります。



(9) 被生活保護世帯数

被生活保護世帯数をみると、年々減少している傾向にあります。



## 2 市民の意識

### (1) まちづくり市民意識調査結果の状況

本市全体のまちづくりの進捗状況を把握し、さまざまな分野における今後の施策展開に生かしていくため、市民の明石のまちへの思いや市が進めている施策等に対する満足度、各分野における意識や行動について、まちづくり市民意識調査を実施しています。

この調査において、「地域で支え合う地域福祉活動が推進されている」と回答した人の割合が、平成 26 年度（2014 年度）の調査では 32.9%であったところ、令和元年度（2019 年度）の調査では 42.5%に増加しており、地域福祉活動に関する施策について満足度が高まっている状況が窺えます。

一方、「普段の生活で何か困ったことがあったときに、相談できる人が地域にいない」と回答した人が平成 26 年度（2014 年度）の調査では 28.4%であったところ、令和元年度（2019 年度）の調査では 41.9%に増加しており、地域コミュニティの希薄化が進んでいる状況が窺えます。

### (2) 明石市第 4 次地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果（概要）

調査期間	令和 3 年（2021 年）6 月～7 月
調査対象	地区社会福祉協議会、明石市社会福祉協議会理事・監事・評議員、民生委員・児童委員、ボランティア連絡会の計 540 名
調査方法	各対象者の会議等へ出向き、調査協力の依頼のもと、調査票を配布し、郵送等により回収した。
回収状況	回答者数 389 件（回収率 72.0%）

#### ○年齢構成について

70 代が 172 名（44.2%）と最も多く、次いで 60 代の 123 名（31.6%）、50 代の 42 名（10.8%）となっている。なお、年齢の平均値は 67.7 歳であった。

#### ○「地域」という言葉を聞いたとき、最初に思い浮かべる範囲について

最も多かったのは「自治会・町内会」の 165 名（42.4%）で、次いで「小学校区」の 133 名（34.2%）、「中学校区」の 63 名（16.2%）であった。

#### ○近所付き合いの程度について

最も多かったのは「顔を合わせたら世間話や立ち話をする」の 200 名（51.4%）で、次いで「顔を合わせたらあいさつはする」の 109 名（28.0%）、「簡単なことを気軽に頼み合える」の 48 名（12.3%）であった。

#### ○理想的な近所付き合いの程度について

最も多かったのは「簡単なことを気軽に頼み合える」の 185 名（47.6%）で、次いで「顔

を合わせたら世間話や立ち話ができる」の 154 名 (39.6%)、「あいさつ程度で良い」の 28 名 (7.2%) であった。

#### ○福祉を支えていく中心となる人や団体について

最も多かったのは「明石市」の 165 名 (42.4%) で、次いで「地縁組織（自治会、地区社会福祉協議会等）」の 80 名 (20.6%)、「明石市社会福祉協議会」の 73 名 (18.8%) であった。

#### ○地域活動に対する思いについて

最も多かったのは「一部の人だけの活動になっている」の 209 名 (53.7%) で、次いで「割と充実している」の 86 名 (22.1%)、「もっと充実する必要がある」の 80 名 (20.6%) であった。

#### ○地域活動をして良かったことについて

最も多かったのは「さまざまな人と接することができる」の 309 名 (80.3%) で、次いで「地域のお役に立てる」の 231 名 (60.0%)、「友達、仲間ができる」の 220 名 (57.1%) であった。

#### ○地域活動をする中での困りごと、不安を感じていることについて

最も多かったのは「次の担い手となる活動者が少ない」の 314 名 (81.8%) で、次いで「活動者が集まらない」の 140 名 (36.5%)、「他の組織・団体との連携が取れていない」の 86 名 (22.4%) であった。

#### ○地域活動で必要と思う取り組みについて

最も多かったのは「だれもが気軽に参加し交流できる機会づくり」の 210 名 (55.9%) で、次いで「住民同士が助け合える関係づくり」の 198 名 (52.7%)、「身近な住民による、支援を必要とする世帯への声掛け・見守り」の 159 名 (42.3%) であった。

#### ○今後、地域活動を継続していくために必要なサポートについて

最も多かったのは「気軽に参加できる環境づくり」の 261 名 (68.9%) で、次いで「身近に参加できる活動の場づくり」の 218 名 (57.5%)、「ボランティアの活動者やリーダーの養成」の 100 名 (26.4%) であった。

#### ○ここ 5 年間における地域福祉の推進及び向上に向けての取り組みに対する評価について

「総合相談窓口及び支援体制の構築による相談機能の充実」「福祉情報やサービスの分かりやすい情報発信の充実」「気軽に集える場づくりの推進」「福祉（取り組み・課題）に関する学びの場や機会の充実」「地域や団体が実施する福祉活動支援の充実」の項目について、他の項目と比べ向上したとする評価が多かった。

一方、「ボランティア活動への若い世代の参加促進や次世代の担い手の養成」「ボランティア活動の担い手や支援者同士が連携しやすい環境づくり」「ボランティア活動や地域行事に参加しやすい環境の整備」「福祉（取り組み・課題）に関する学びの場や機会の充実」「地域の見守りなど身近な助け合い体制の強化」の項目について、他の項目と比べ低下したとする評価が多かった。

○明石市および明石市社会福祉協議会が今後、積極的に取り組むべき活動について

最も多かったのは「身近な場所で集えて、気軽に相談ができる場所や機会の整備」の149名（40.2%）で、次いで「住民の声を受け止め、さまざまな困りごとが相談できる体制の整備」の143名（38.5%）、「地域活動や福祉に関する情報を広く住民へ伝える」の122名（32.9%）であった。

### 3 明石市第3次地域福祉計画の成果と課題

明石市第3次地域福祉計画では、4つの施策を掲げ様々な事業に取り組み、地域福祉の推進に努めてきました。

#### 施策1 地域福祉活動組織の支援と連携促進

- 中学校区ごとに生活支援コーディネーターを1名配置し、地域づくりの取組を通じて、地域との関わりを深めることができました。今後は、生活支援コーディネーターが地域づくりの取組を通じたネットワークをさらに構築するとともに、市民の困りごとや地域課題等をキャッチし、適切な支援につなげることができるよう、役割の整理や体制の強化が求められているところです。
- 令和元年度（2019年度）には、地域福祉の充実や障害者理解の促進を図ることを目的とした、総合福祉センター新館を新設し、誰もが自由に利用できる交流スペースを配置したほか、地域福祉の担い手となるボランティアへの活動支援等を行っているところです。
- 明石市社会福祉協議会、明石コミュニティ創造協会、市（市民協働推進室）等で、地域支援者連携会議を定例的に開催し、地域福祉施策とまちづくり施策の情報を共有し連携を図っているところです。引き続き、住民主体のまちづくりという共通目的の達成を目指し、地域福祉施策とまちづくり施策のあり方を再考し、地区社会福祉協議会と校区まちづくり組織の連携強化に向けた検討が求められるところです。

#### 施策2 市社協と連携した地域福祉の担い手の養成

- 明石市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、相談者・活動者に寄り添った相談体制を構築するとともに、地域とのつながりを意識し、関係性が継続するコーディネートに努めてきました。
- シニア活動応援事業として、地域住民のふれあいの居場所の立ち上げや運営に対する補助金を交付し、地域における支え合い体制の構築を支援したほか、住民主体の地域づくりを支援するため「地域支え合いの家」を市内3か所に設置するなど、元気高齢者の地域福祉活動の支援に取り組みました。
- 民生委員・児童委員の活動については、特別定年制（定年延長）の導入や、毎年定数の見直しや区域の変更を可能とする制度を導入するなど、活動しやすい環境づくりに取り組んできました。
- 地域福祉の担い手については、高齢化の進展や活動に対する負担感から、新たな担い手が減少しており、引き続き課題として対応が求められるところです。一方、元気高齢者については、ボランティア活動だけではなく、就労活動へとつなげる取組により、高齢者が生きがいや役割をもって、元気で安心して生活できる地域づくりを進めていく必要があります。

### 施策3 人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実

- 平成28年(2016年)3月に「明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」が制定され、自治会・町内会への名簿の提供及び拡大に取り組んできました。また、令和元年度(2019年度)からは、名簿を取得する自治会・町内会と民生委員・児童委員等が連携し、福祉専門職の協力を得て、要配慮者一人ひとりに応じた個別支援計画の作成の促進に取り組まれました。引き続き、個別支援計画の作成を促進し、避難訓練等を通じて、地域の自助・共助による要配慮者支援体制の推進が望まれるところです。
- 障害者の地域生活の支援においては、市民や民間事業者に対する障害者理解の取組や、合理的配慮の提供を支援する助成制度、あかしユニバーサルモニター制度の運用に取り組まれました。
- 地域で見守り支える子どもや子育てにおいては、子育て世代包括支援センターや明石子どもセンターの設置を機に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援に取り組んできました。一方、子育て支援に取り組むボランティア団体やスクールガードについては、高齢化等の理由から担い手、登録者が減少傾向にあり課題となっています。
- 地域ぐるみの生活困窮者支援においては、支援メニューの充実を図るとともに、生活困窮者が支援につながるよう、関係機関の連携支援体制の構築を図ったほか、市民に対し広く相談窓口の周知に努めました。引き続き、地域ぐるみの支援の充実を図るため、民生委員・児童委員等関係者への生活困窮者に対する理解をさらに深めるとともに、見守り方法の検討が求められるところです。

### 施策4 総合相談体制の整備や支援体制の充実

- 本市では、平成30年(2018年)4月より、高齢者や障害者、子ども等の生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、関係機関・関係部署等と連携して、総合的な相談対応や支援調整を行う、地域総合支援センターを市内6か所に設置しました。地域の支援拠点として、また市民の身近な相談窓口としての機能を担っています。
- 後見支援センターでは、市民後見人養成講座の実施や法人後見の受任や申し立ての支援等に取り組んでいます。
- 認知症支援の充実に関しては、明石市社会福祉協議会が実施する見守りSOSネットワーク事業の周知や協力、連携強化に努めるほか、認知症サポーター等の養成を図るなど、地域ぐるみの認知症施策の取組を進めてきました。引き続き、事業のさらなる周知・啓発が必要であり、認知症サポーターについても、量的な拡大が求められています。
- 複雑化・多様化する課題を抱えた市民に対する適切な支援が行えるよう、体制並びに機能の強化が求められています。また、関係機関との連携による、市全体での重層的な支援体制の構築が求められています。



## 第3章 めざす方向

### 1 基本理念

本市では、(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)において、2030年のあるべき姿(目指す10年後のまちの姿)を、

「SDGs未来安心都市・明石 ~いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで~」と定め、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現を目指しています。

明石市第4次地域福祉計画は、(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)が定めるまちづくりの方向性を踏まえ、以下の理念を設定し、地域共生社会の実現を目指していきます。

また、本計画においても第1次から第3次までの地域福祉計画で掲げてきた計画名称を継承します。

基本理念 「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」

計画名称 「共に生き、支え合いを育む“明石ほっとプラン”」

#### 「いつまでも」

すべての人がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、社会的な孤立や疎外を感じることなく希望の持てる明るい未来につながるサステイナブル(持続可能)なまちづくりに取り組みます。

#### 「すべてのひとに」

年齢・性別・国籍・障害などに関わらず、すべての人が安心を感じられるインクルーシブ(誰一人取り残さない)なまちづくりに取り組みます。

#### 「やさしい共生社会を」

住み慣れた地域で自分らしくともに暮らしていけるよう、あらゆる世代の市民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる、共生社会の実現を目指します。

#### 「みんな」

市や明石市社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域組織、ボランティア団体、福祉事業者など、地域に存在する様々な人々や団体が“我が事”として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて“丸ごと”つながり、協働の取組によって地域福祉を推進していきます。

## 2 基本目標

基本理念「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」を実現していくために、以下の4つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上 “「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”

市民一人ひとりが、「我が事」として地域や福祉の課題に対する意識・関心を高めるとともに、意識・関心がある人を具体的な活動へと結びつけるよう、多様な場・機会の充実に向けた支援に取り組みます。

また、元気高齢者への地域福祉活動の啓発及び支援や、若年層に対する地域や福祉に親しんでもらえるような環境づくりなどを推進することで、引き続き、多方面から担い手の発掘や育成を推進していくとともに、様々な地域福祉活動が継続的に実践できるよう環境整備に取り組みます。

#### 【関連するSDGsのゴール】



### 基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり “参加・交流により「つながり」を育む”

地域では、子どもから高齢者まで、様々な世代の人たちがともに暮らしており、少子高齢化や核家族化、未婚化、高齢者のみの世帯の増加など家族構造の多様化と、家族の支え合いの機能の低下やライフスタイルの変化などにより、人と人とのつながりや地域の支え合いが希薄化しています。

再び、このような人と人とのつながりや地域の支え合いに注目し、地域をともにつくっていくため、地域住民同士が参加・交流によりつながりを育むことができるよう、多様な交流の場・居場所づくりに取り組みます。

#### 【関連するSDGsのゴール】



### 基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実

“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、市民の抱える福祉ニーズが複雑化・多様化しており、従来の縦割り型の支援ではなく、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型の包括的な支援が求められています。

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、「ワンストップ」で受け止める相談窓口として地域総合支援センターのさらなる充実を図るほか、関係機関・支援者が、包括的な視点をもって「チーム」として連携・協力し、課題解決できる仕組みの構築に取り組みます。また、必要な支援が届いていない人に対しては、「アウトリーチ」により継続的な支援を届けるよう取り組むなど、重層的な支援体制を構築します。

#### 【関連するSDGsのゴール】



### 基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“包括的な支援で誰一人取り残さない共生社会を推進する”

80代の高齢の親と就労していない独身の50代の子や障害を持つ子が同居している世帯が抱える地域課題である「8050問題」や、子育てと親の介護に同時に直面する「ダブルケア」、家族の介護や世話を子どもが担う「ヤングケアラー」など、複雑・複合的な課題や制度・分野の狭間のニーズを抱える地域住民への対応が求められています。

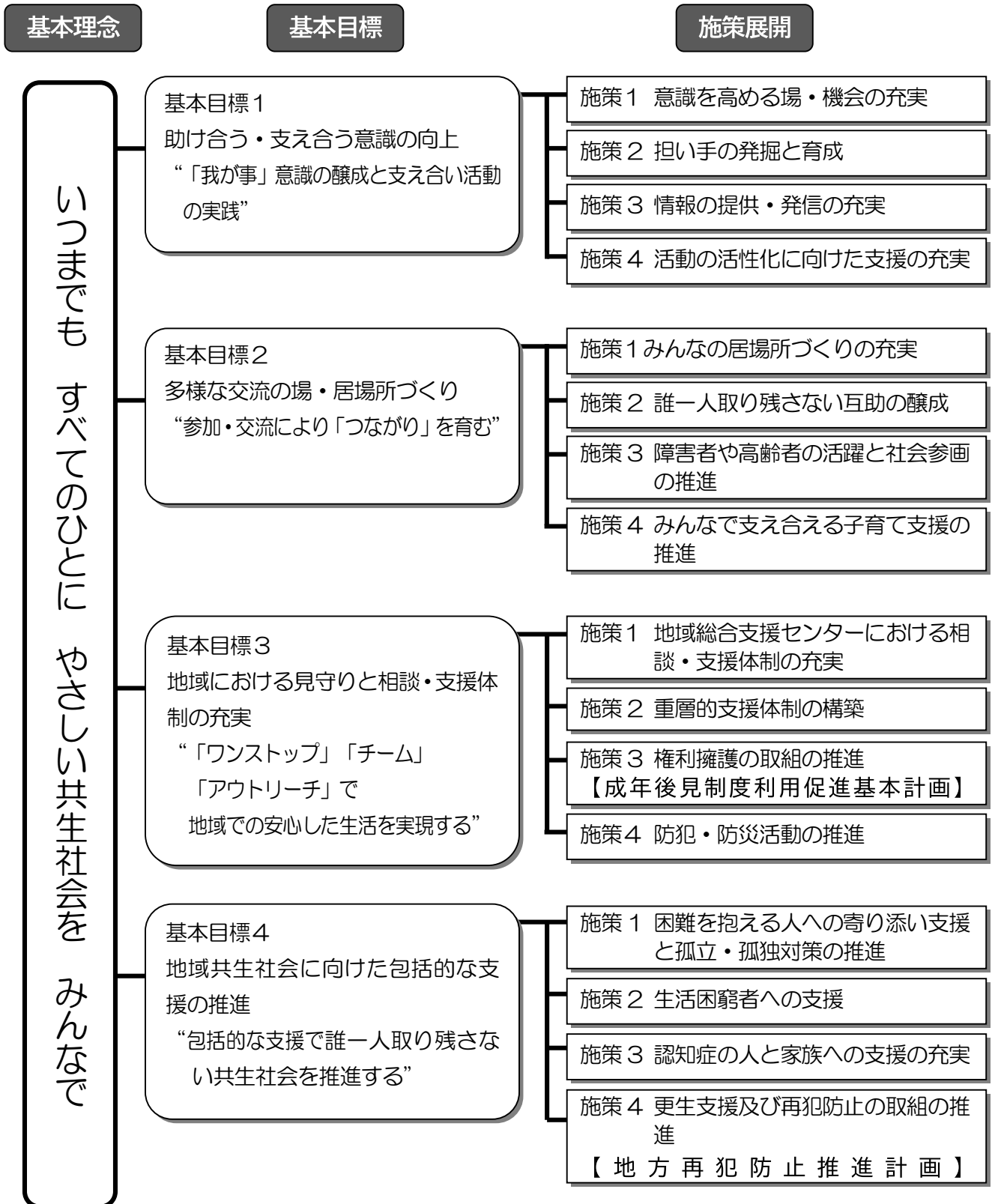
このように高齢者や障害者、子どもなどの支援を必要とする人が孤立することなく、いつまでも安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域や関係機関とのネットワークを築きながら、分野横断的な支援体制や環境整備を推進していきます。

#### 【関連するSDGsのゴール】



### 3 施策体系

基本理念の実現に向けて設定した4つの基本目標の達成に向けて、地域福祉を推進するための施策体系を以下に整理します。



## 4 圏域の考え方

地域福祉を推進する上での圏域は、住民に身近な圏域である自治会・町内会といった地域組織から、本市のまちづくり施策の圏域である小学校区、介護保険事業計画における日常生活圏域である中学校区、さらには、地域総合支援センター設置圏域や、明石市や明石市社会福祉協議会といった市全域まで様々にあり、地域の特性や活動状況、福祉課題の内容に応じて、それぞれの圏域内や圏域間での連携・ネットワークを活用し、重層的に課題解決に取り組みながら、地域福祉を推進していくことが必要となります。

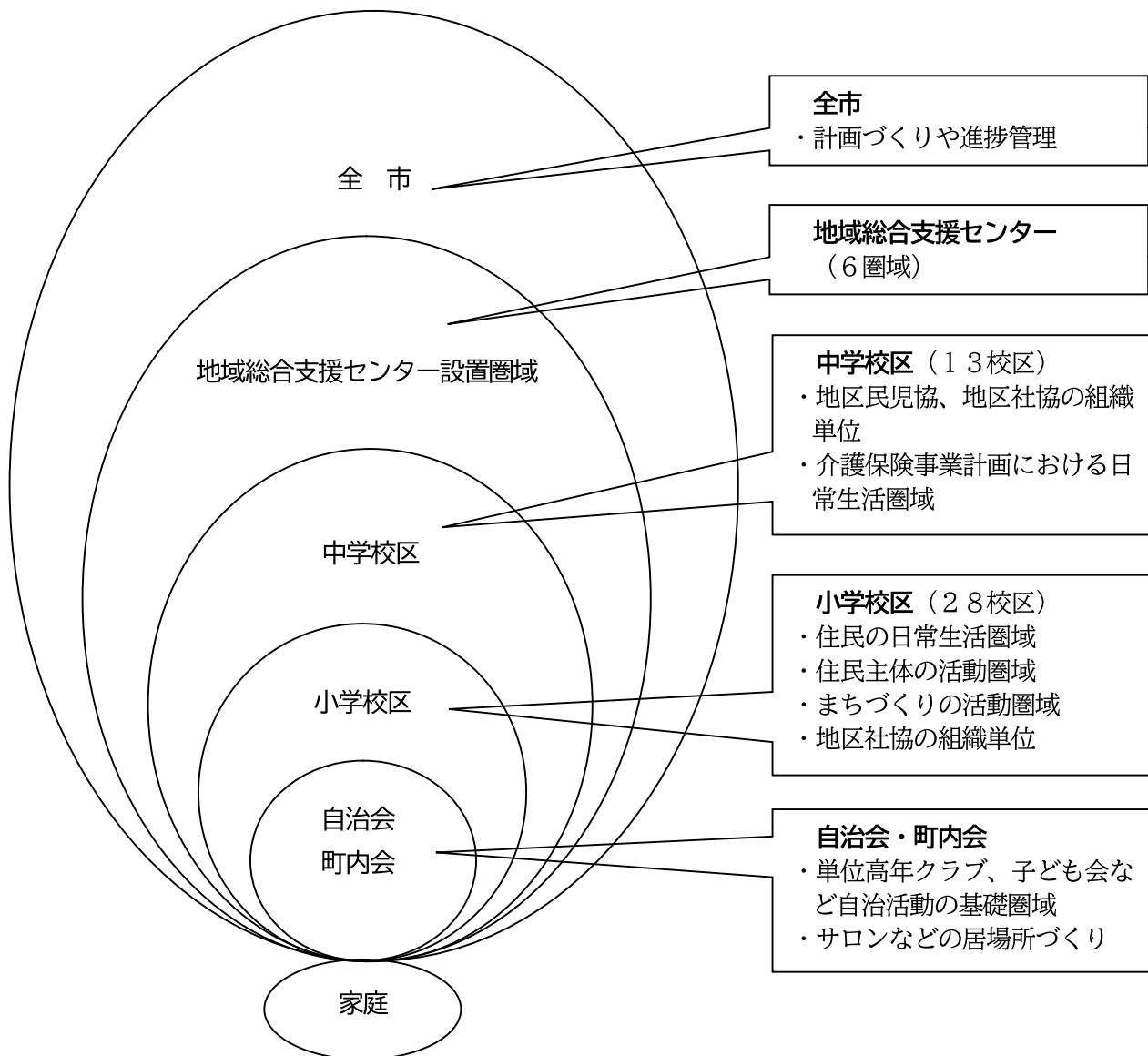


図 圏域の考え方（計画策定時）

## 第4章 施策展開

### 基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上

#### “我が事”意識の醸成と支え合い活動の実践”

施策1	意識を高める場・機会の充実
-----	---------------

市民一人ひとりが、自らが暮らす地域や福祉のことを知ることで、意識や関心を高め、「我が事」として地域や福祉の課題を捉えることができるような場・機会づくりに取り組みます。

#### 主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①意識を高めるための場・機会に関する情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で行うイベントや行事、多様な市民が参加・交流できる居場所、地域や福祉に関連する研修や講座の情報など、ホームページや広報紙、SNSなど多様なメディアを活用した情報提供を進めます。</li> </ul>
②地域での多様なイベントの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域や福祉のことに関心を持ってもらうためのイベント・行事の充実に努めるとともに、地域で行う防災・防犯や環境、スポーツ、文化・芸術などのイベント・行事を活用し、地域や福祉に対する意識や関心の向上につなげます。</li> </ul>
③意識を高め合う場・機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、障害者、子どもなど、対象者に捉われることなく多様な市民が参加・交流できる居場所づくりを進めます。</li> <li>● 生涯学習において、市民に学びの機会を提供し、学びを地域活動の場へと繋いでいきます。</li> </ul>
④多世代での福祉学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 助け合う・支え合う意識の向上のため、市民団体やNPO等の活動、出前講座など、様々な場・機会を通じた福祉学習を展開します。</li> <li>● コミュニティ・スクールをとおして、大人も子どもも学校づくり・地域づくりを進めます。</li> <li>● 地域や学校と協力し、福祉学習への取組を進めます。また、明石市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを通じた福祉学習への取組も進めます。</li> </ul>

**施策2****担い手の発掘と育成**

地域福祉活動の担い手不足が課題となる中、新たな担い手の発掘や育成を推進し、様々な地域福祉活動を継続的に実践できるよう環境整備に取り組みます。

**主な取り組みの内容**

施策の方向性	主な取組
①若年層に対する人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若年層に地域福祉に関心を持ってもらうことが重要な課題の一つであることから、教育段階から地域福祉に親しんでもらえるような環境づくりに取り組みます。</li> <li>● 高齢者、障害、子ども分野にも対応できる、総合的な福祉人材の育成や、市内の福祉施設や小・中学校と連携した地域ぐるみでの人材育成を目指すことを特色とした、市立明石商業高等学校福祉科の設置に向けた検討に取り組みます。</li> </ul>
②地域福祉活動の担い手確保に向けての環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉活動団体が継続的な活動を実践できるよう、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、各種研修等を積極的に行い、専門性の向上や人材の育成を図ります。</li> <li>● 地域福祉活動の重要な役割を担う民生委員・児童委員について、自治会・町内会やまちづくり組織をはじめ、地域総合支援センターや学校等の関係機関と連携しながら、担い手確保に努めます。</li> </ul>
③元気高齢者への地域福祉活動の啓発及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の学習の場であるあかねが丘学園やコミュニティ・センターにおいて、地域の特性を踏まえた社会貢献を支援する学習プログラムの充実を図るとともに、高齢者の多様な経験や知恵を活かし、ボランティア活動、地域交流や世代間交流、自治会・町内会活動など、地域づくりに活躍する人材の更なる育成に努めます。</li> </ul>

**施策3****情報の提供・発信の充実**

福祉に関する必要な情報を必要な時に正しく得ることができる環境づくりが求められています。

様々な状況の方に分かりやすく情報を提供・発信するよう取り組みます。

**主な取り組みの内容**

施策の方向性	主な取組
①情報の提供・発信の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● ホームページや広報紙、パンフレット等の作成にあたっては、受け手にとって、読みやすく、分かりやすい、中身の伝わる情報提供に努めます。</li><li>● ツイッターやフェイスブック、スマートフォン向けアプリ等、様々な媒体を活用し、効果的な情報提供に取り組みます。</li><li>● 手話言語・障害者コミュニケーション条例の施行に伴い、広報あかし点字、音訳版や市政情報を手話動画で届ける「あかし手話チャンネル」を導入するなど、引き続き、障害者等に必要な情報を適切に提供・発信するよう環境整備に取り組みます。</li><li>● 情報が届きにくい高齢者等には、民生委員・児童委員の見守り活動を通じて、福祉サービスに関する情報提供を行うなど、きめ細かい配慮に努めます。</li></ul>



**施策4****活動の活性化に向けた支援の充実**

地域福祉の担い手として、様々な地域団体やボランティア団体が活躍していますが、既存の団体の活性化や新たな組織の育成のため、地域住民への情報発信や活動の発掘、地域づくりのコーディネートなど、多方面から地域福祉の活動支援に取り組みます。

**主な取り組みの内容**

施策の方向性	主な取組
①生活支援体制整備の推進	● 地域総合支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域住民と協働しながら、地域の高齢者の支援ニーズと地域資源の状況を把握したうえで、それらの見える化や問題提起、地縁団体等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化などを行うとともに、生活支援の担い手の養成や地域資源の開発など、日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進に取り組みます。
②ボランティアの活動支援の充実	● 明石市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターをボランティア活動支援の拠点とし、ボランティア活動に関する相談や情報発信、ボランティア養成講座の開催等、ボランティアの活動支援の充実を図ります。
③地域福祉活動の後方支援の充実	● 地域福祉を推進している様々な団体の活動に対して、補助金を交付し、財政的支援を実施します。 例) みんなの居場所づくり事業、みんな農園事業、シニア活動応援事業、市民活動サポート事業、認知症カフェ助成金、あかしこども応援助成金、こどもの居場所づくり事業助成金、ひきこもり居場所支援事業 など